

平成29年12月18日

市内居宅介護支援事業所・地域包括支援センター各位
市内住宅改修施工事業所・福祉用具販売事業所各位

長寿いきがい課 介護給付係

介護保険での福祉用具販売・住宅改修に関する事務について

日頃より、介護保険制度にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

現在、福祉用具販売・住宅改修の手続きについては、ケアマネージャーもしくは、福祉用具販売・住宅改修事業者にて代行いただいております。手続きに必要な書類は市で審査を行い、福祉用具販売または住宅改修施工の許可が出た場合、提出書類及び決定通知書を取りに来ていただくよう、お電話でケアマネージャーにご連絡をさせていただいております。

しかしながら、お電話でのやり取りだけで、福祉用具販売、住宅改修の施工に取り掛かり、決定通知書を受け取りに来られないケースやケアマネージャーと住宅改修施工事業所・福祉用具販売事業所との連絡不足による行き違いが見受けられます。このような状況から、今後、福祉用具販売・住宅改修の処理については、以下の内容で処理するよう見直しを図りましたのでご協力をいただきますようお願いいたします。

①書類審査の完了後、電話連絡はせず、決定通知書を本人宛てに発送する。

※原則、受領確認はご本人様へ確認していただくようお願いいたします。受領確認が困難な場合はケアマネージャーに限り、発送有無をお伝えいたします。

②事前に提出いただいた書類の返却は行わない。

上記の理由として、担当ケアマネージャーに電話がつながらず、ご連絡するまでに時間がかかることを防ぐことにつながります。また、書類の審査には1週間程度のお時間をいただきます。審査後には決定通知書を郵送させていただきますので、ご来庁いただく手間はございません。事前に提出いただいた書類については、ご返却後、紛失してしまい、再度書類を作成して提出いただいた経緯がありました。提出いただいた書類は市役所で保管させていただきますので、控えを保管していただきますようお願いいたします。

なお、三郷市ホームページにも同内容を載せましたので、合わせてご確認ください。

事務手続きについては平成30年1月1日より開始致します。ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

この見直しにより、福祉用具販売・住宅改修がより正確な事務処理につながるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

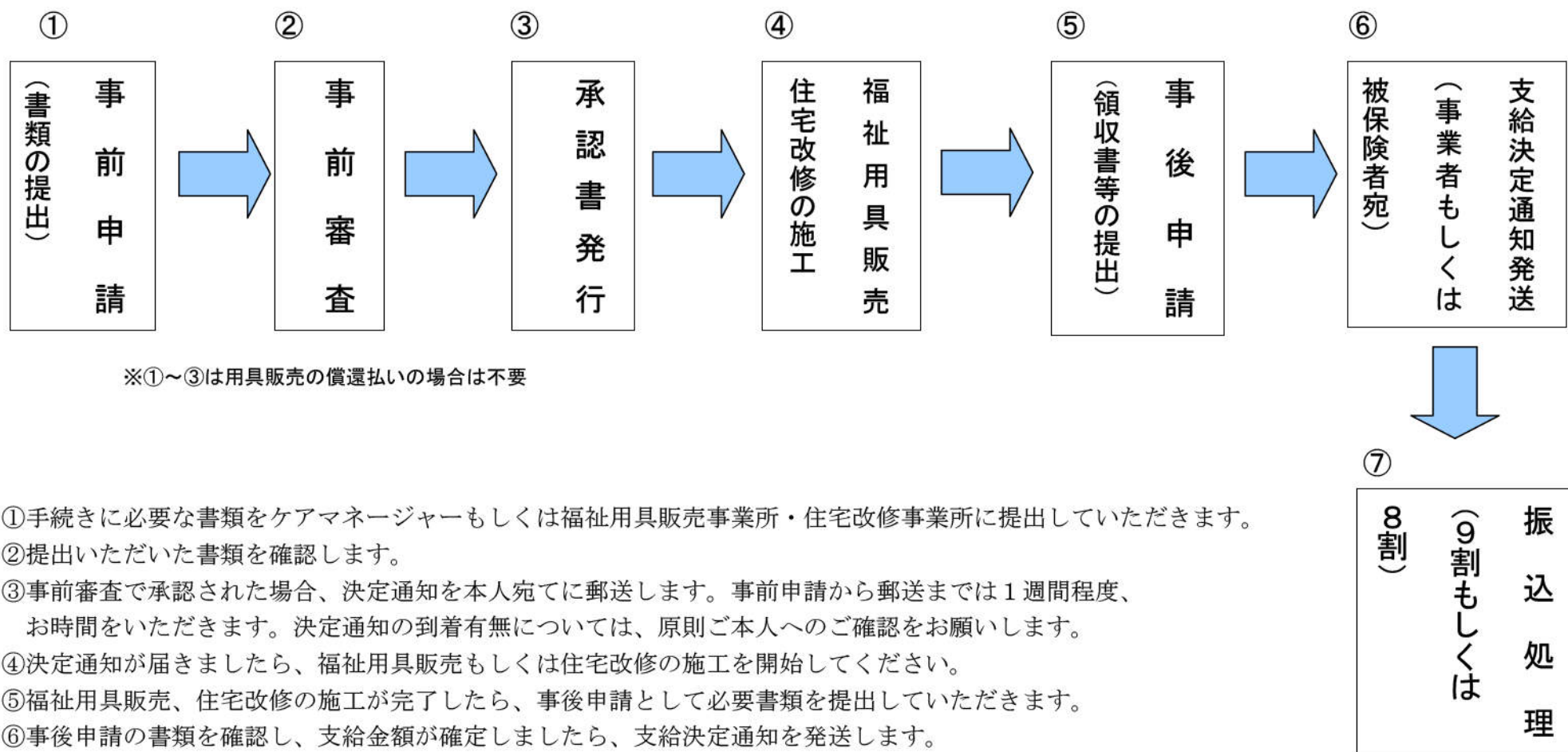
三郷市 長寿いきがい課 介護給付係

〒341-8501 三郷市花和田 648-1

【TEL】048-930-7792(直通)

【FAX】048-953-7881

介護保険福祉用具販売・住宅改修に関する事務の流れ



- ①手続きに必要な書類をケアマネージャーもしくは福祉用具販売事業所・住宅改修事業所に提出していただきます。
- ②提出いただいた書類を確認します。
- ③事前審査で承認された場合、決定通知を本人宛てに郵送します。事前申請から郵送までは1週間程度、お時間をいただきます。決定通知の到着有無については、原則ご本人へのご確認をお願いします。
- ④決定通知が届きましたら、福祉用具販売もしくは住宅改修の施工を開始してください。
- ⑤福祉用具販売、住宅改修の施工が完了したら、事後申請として必要書類を提出していただきます。
- ⑥事後申請の書類を確認し、支給金額が確定しましたら、支給決定通知を発送します。
- ⑦支給決定通知でお知らせした金額をお振込みいたします。月末営業日が振込日になります。